

京都府における都市農業振興の必要性について

[現状]

- 人口減少や高齢化に伴う宅地需要の沈静化等による農地転用の必要性の低下
- 都市農業は主要な農業振興施策の対象外
- 生産緑地の大半が買取申出が可能になる指定後 30 年を迎える（「2022 年問題」）
- 東日本大震災を契機とした防災意識の向上等、都市農業に対する住民評価の高まり

[国の動き]

- ① 都市農業振興基本法の制定（H27. 4）
⇒都市農業の重要性を法的に位置づけ
- ② 都市農業振興基本計画の策定（H28. 5）
 - ・ 多様な担い手の確保（意欲ある農業者、食品関連事業者との連携、農外企業からの参入）
 - ・ 都市農地の位置づけを転換し、計画的に農地を保全（「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」への転換）
 - ・ 本格的な農業振興施策を展開
- ③ 都市農業関連法・制度の整備
 - ・ 生産緑地法の改正（下限面積の引下げ、特定生産緑地制度の創設 等）
 - ・ 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定（生産緑地の貸借が可能）
 - ・ 関連税制の改正（相続税納税猶予、固定資産税等の優遇措置等の見直し）

[府における都市農業の重要性]

- 歴史ある京野菜は、都周辺の篤農家によりタネや栽培技術等の伝統が継承され、現在の全国的なブランドの地位を得た
- 宇治茶の伝統は、手摘みの手間と高い栽培技術により維持されている
- 長年続く「振り売り文化」により、京都特有の消費者と近い農業が展開されている
- 「おばんざい」等の京料理は、都市部及びその周辺の農業が支えてきた

[府の現状]

- 生産緑地指定面積 全国 7 位(801ha)
〔京都市は全国 1 位(599ha) ※2 位さいたま市(352ha)〕
- 34 年度に生産緑地の 9 割近くが指定後 30 年を迎える（全国では約 8 割）
- 府の農業において重要な役割を果たす

総農家数	2,154 戸 (7.0%)
農業産出額	52.6 億円 (7.1%)
うち、野菜	33.8 億円 (12.3%)
耕地面積	1,609ha (5.3%) ※市街化区域内(推計)
- 税制上の負担や後継者不足等により 都市部の農地は減少
(市街化区域内農地：2,061ha (H19)→1,609ha (H29))

京都府としての都市農業振興の指針＝『京都府都市農業振興基本計画』が必要

府内の都市農業の中心となる京都市と連携し、生産者の意見等を反映した地方計画を早期に策定して必要な施策を講ずることにより、都市的地域で展開されている特色ある農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業が有する多様な機能の発揮を通じた良好な都市環境を形成する。

[他府県の状況]

- (◎:新規策定 ○:既存計画の見直し)
- 東京都、○神奈川県、◎埼玉県、
 - 千葉県、◎愛知県、◎大阪府、
 - ◎兵庫県

○29年度はワーキングチームによる調査・検討を実施

- ①ワーキングチーム会議の開催（年3回）
- ②都市農業者への聞き取り及びアンケート調査の実施
- ③都市農業に関するデータ収集
- ④都市農業振興に向けた課題抽出